

屋外広告物の表示にはルールがあります  
表示にあたってはルールを守り、許可を受けましょう

## 中和幹線屋外広告物ガイドラインを策定しました

平成29年4月1日より施行

奈良県では、おもてなしの心あふれる、奈良らしい美しく風格のある都市・沿道景観づくりを目指し、奈良の玄関口となる駅周辺や幹線道路での屋外広告物の適正化に取り組んでいます。

こうした取組のモデルとして、奈良県と沿道5市町※が協働して「中和幹線屋外広告物ガイドライン」を策定し、屋外広告物に係る景観形成の方針や誘導基準を定めました。

屋外広告物の掲出・表示に際しては、このガイドラインの内容を踏まえて、奈良らしい景観の形成にご協力いただきますようお願いいたします。

※ 中和幹線が結ぶ、大和高田市、橿原市、桜井市、香芝市、広陵町

### ○ ガイドラインの特徴

中和幹線は、奈良県の中和地域を東西に結ぶ幹線道路で、二上山や三輪山等の奈良県を代表する景観資源を眺望できる路線です。

全線を4つのエリアに区分し、エリアごとに望ましい姿を実現するための誘導基準を示しています。

基準やエリア区分の詳細は、ガイドライン（県・沿道5市町で配布）や県HPで確認できます。



この地図は、国土地理院の電視地形図（タイル）標準地図を使用したものです

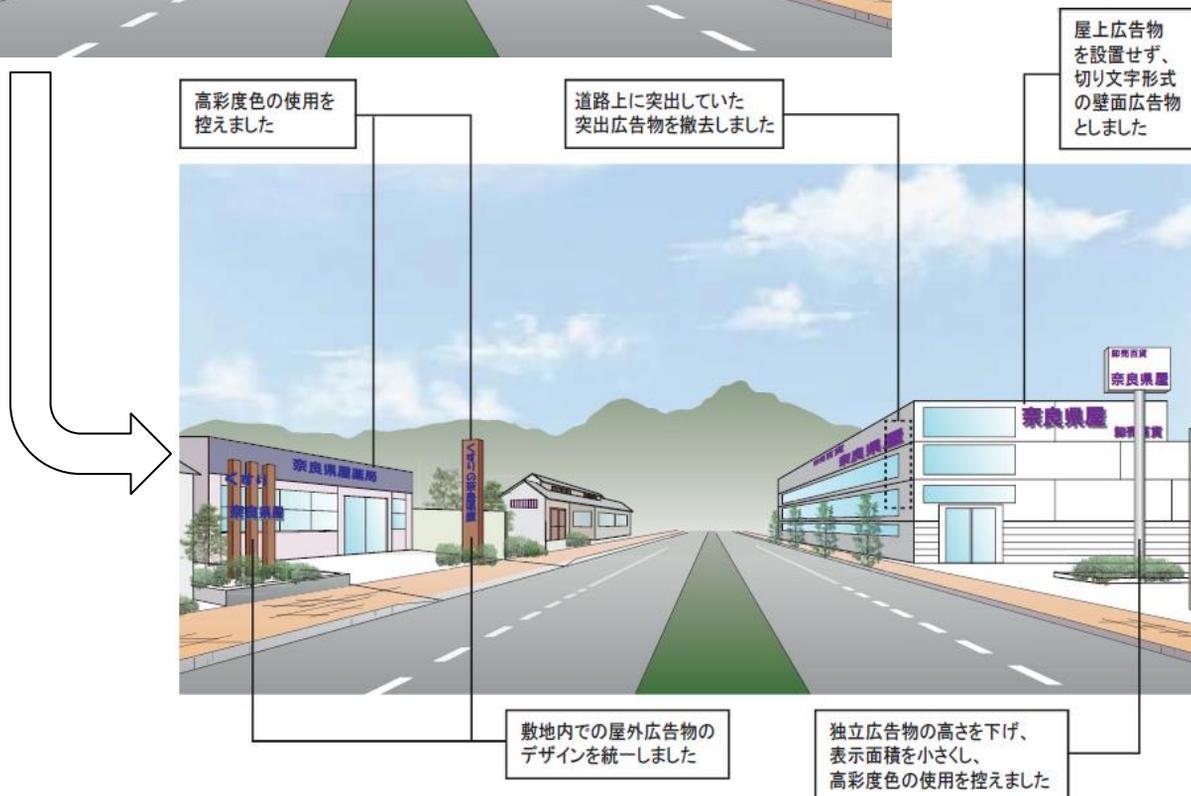
○ 屋外広告物とは  
屋外広告物とは、屋外広告物法第2条第1項に定められており、次の4つの要件をすべて満たすものとなります。

- ・ 常時又は一定の期間継続して表示されるものであること
- ・ 屋外で表示されるものであること
- ・ 公衆に表示されるものであること
- ・ 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたものならびにこれらに類するものであること

〔法第2条第1項：この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。〕

## ○ 景観形成のイメージ

例) 二上山・三輪山眺望エリアの場合



## ○ 屋外広告物を表示する時は

屋外広告物を表示するには、許可が必要です。

屋外広告物を表示する際には、あらかじめ県や市町の担当窓口へお問い合わせいただき、ルールを遵守して下さい。

奈良県	景観・自然環境課	0742-27-8756
大和高田市	都市計画課	0745-22-1101
橿原市	緑地景観課	0744-47-3516
桜井市	都市計画課	0744-42-9111
香芝市	都市計画課	0745-76-2001
広陵町	生活環境課	0745-55-1001

本ガイドラインは、奈良県ホームページからダウンロードできます  
<http://www.pref.nara.jp/46496.htm>